〔様式Ｃ´〕二次的著作物が特定電気通信により権限なく公衆送信されている場合に、

　　　　 原著作物の著作者（法人）が信頼性確認団体を経由して申出を行う場合

平成　年　　月　　日

株式会社JPIX 御中

　　株式会社

代表者　　　　　（記名）　　印

**著作物等の送信を防止する措置の申出について**

弊社は、貴社が管理する URL ：【http:// （名義　　　　）】に掲載され ている下記の情報の流通は、下記のとおり、弊社が有する【著作権法第 23 条に規定する公衆送信権】を侵害しているため、「プロバイダ責任法著作権関係ガイドライン」に基づき、下記のとおり、貴社に対して当該著作物等の送信を防止する措置を講じることを求めます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 1.申出者の住所 | 【〒　　－　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |
| 2.申出者の名称 | 【　　　　　　　　　会社　（担当　　　　部　　　　　）】 |
| 3.申出者の連絡先 | 電話番号 | 【　　　－　　　－　　　　（担当　内線　　　　）】 |
| e-mail ｱﾄﾞﾚｽ | 【　　　　@　　　　　】 |
| 4.侵害情報 の特定の ための情報 | URL | 【http://　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |
| ﾌｧｲﾙ名 | 【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |
| その他の特徴 | 【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |
| 5.著作物等の説明 | 【侵害情報により侵害された著作物は、弊社が創作した著作物　　　を　　　　　が翻案した著作物　　　　　です。】 |
| 6.侵害されたとする権利  | 【著作権法第 23 条の公衆送信権（送信可能化権を含む。）】 |
| ７.著作権等が侵害さ れたとする理由 | 【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |
| 8.著作権等侵害の態 様 | １　ガイドラインの対象とする権利侵害の態様の場合侵害情報である 「　　　　　」は、以下の■の態様に該当します。(1) 　ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝⅡ４(1)の態様に該当するもの□a)　情報の発信者が著作権等侵害であることを自認しているもの□b)　著作物等の全部又は一部を丸写ししたﾌｧｲﾙ（a）以外のものであって、著作物等と侵害情報とを比較することが容易にできるもの）□c)　b)を現在の標準的な圧縮方式(可逆的なもの )により圧縮したもの(2) 　ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝⅡ４(2)の態様に該当するもの□a)　著作物等の全部又は一部を丸写ししたファイル（(1)a）、b)以外の ものであって、著作物等と侵害情報とを視聴して比較することや、専門的方法を用いて比較することで確認が可能なもの）□b)　(1)b)又は a)を圧縮したもので、(1)c)に該当するものを除いたもの□c)　a)又は b)が分割されているもの２　ガイドラインの対象とする権利侵害の態様以外のものの場合（権利侵害の態様を適切・詳細に記載する。） |

上記内容が事実に相違ないこと、及び弊社が標記ガイドラインⅤ１(1)の信頼性確認団体

である社団法人　　　　　　の会員であることを証します。

以上